

岩手県告示第149号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 九戸郡洋野町種市第35地割字平内11の12（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地（墓地用地）とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び洋野町役場に備えておいて縦覧に供する。